2016年（平成28年）2月16日

申立人　不破　茂　殿

大阪弁護士会紛議調停委員会
同　調停小委員会

調停条項案ご確認のお願い

平成27年(紛)第50号事件（矢根俊治弁護士に対する貴殿からの紛議調停申立事件）の件について、調停を成立させるに当たり、別紙のとおり調停条項案を作成いたしましたので、内容をご確認ください。

なお、条項案１項の解決金は、原審日当と控訴着手金（いずれも全額）の合計相当額です。

また、条項案３項の懲戒請求取下げにつきましては、調停の席上、貴殿において取下書に署名捺印の上提出いただく予定です。

上記及び別紙内容でご承諾いただけるようでしたら、次回期日（平成２８年３月７日(月)午後３時）にて調停調書を作成し、ご署名、ご捺印いただくこととなりますので、ご予定おきください。

逆に万が一、ご承諾いただけない場合には、事前に書面にてご連絡くださいますようお願いいたします。

ご連絡なき場合には、ご承諾いただけたものとしまして、上記期日において手続きを進めさせていただきますので、ご了承ください。

以　上

調　停　調　書

大阪弁護士会　紛議調停委員会

事　件　番　号		平成27年(紛)第50号事件
当事者	申立人	不破　茂
	被申立人	矢根　俊治
調　停　期　日		平成２８年３月７日（月）
場　　　所		大阪弁護士会館　会議室
調停委員		主　査　長谷川 敬一　印 委　員　廣政 純一郎　印 委　員　田積　司　印

今般上記当事者間において下記のとおり合意に達したので、本調停調書を作成する。

調　停　条　項

1　被申立人は、申立人に対し、本件解決金として金５４６，０００円の支払い義務あることを認め、本日本調停の席上、被申立人は、申立人に対しこれを支払い、申立人は、これを受領した。

2　被申立人は、申立人に対し、高松高等裁判所平成２６年（ネ）第５７号事件に係る旅費及び日当、ならびに最高裁判所平成２６年（オ）第１７９６号上告事件、最高裁判所平成２６年（受）第２３２３号上告受理申立事件に係る弁護士報酬については、いずれもその請求をしない。

3　申立人は、本日、被申立人への懲戒請求を取り下げる。

4　申立人と被申立人とは、以上のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5　申立人は、今後本件に関し、被申立人及びかがやき総合法律事務所（所在地：大阪市北区西天満３丁目２番９号翁ビル３Ａ号室）に所属する被申立人以外の弁護士のいずれに対しても、何らの請求をせず、民事訴訟・刑事告訴・懲戒申立その他何らの手続も行わない。

6　本調停手続に要した費用は、各自の負担とする。

平成２８年３月７日（月）

申　立　人　不破 茂　印

被申立人　矢根 俊治　印